

組織改正に係る計量管理組織および業務の変更について

1. 概要

当社は、更なる組織の対応力の強化を図り、事業運営を磐石なものとするため組織改正を実施する。再処理事業部および濃縮事業部の保全機能の抜本的強化を図るため、再処理工場およびウラン濃縮工場において保全部門を集約する。また、再処理事業部長が再処理工場の運転・保全活動の統括に十分注力できるよう、再処理事業部から全社技術共通部門・新增設設計等の部門を分離する。

2. 組織改正内容（別図-1）

(1) 再処理事業部の組織改正

- a. 再処理事業部から全社技術共通部門である核物質管理部、防災管理部、土木建築部および新增設設計等の部門であるエンジニアリングセンターを分離し、全社共通部門を集約した技術本部を新設する。
- b. 再処理事業部における新規規制基準対応(設工認等)について、責任の明確化および横串機能強化(設計条件横断等)のため、新基準設計部を新設する。
- c. 再処理工場の各施設部に分散した保全機能を集約し、保全部門における業務範囲および責任所掌の明確化のため、保全企画部、保全技術部、土木建築保全部、計装保全部、電気保全部、機械保全部を新設する。

また、トラブル等発生時の総括部署の見直し等、運営管理部内の各課業務分担の見直し、および部の名称を変更(運営管理部→技術部)する。

(2) 濃縮事業部の組織改正

- a. 濃縮事業部における「自ら気づき改善する機能強化」、「製品品質管理機能強化」、「作業安全体制強化」のため、濃縮安全・品質部を新設する。
- b. ウラン濃縮工場における建設機能および保全機能を集約し、業務範囲および責任所掌の明確化のため、濃縮保全部を新設する。
- c. 濃縮事業部における放射線管理業務の各施設のがバハンス強化のため、ウラン濃縮工場およびウラン濃縮技術開発センターに放射線管理部を新設する。
- d. 濃縮事業部における全社技術共通業務について将来的に技術本部へ集約できるよう、技術共通部を新設する。

(3) 組織改正時期

上記(1)および(2)の組織改正は、保安規定等の変更の認可日をもって実施を

予定している。

3. 再処理事業部における計量管理組織および業務の変更点

(1) 再処理施設の計量管理業務

① 計量管理統括者

再処理事業部長が再処理工場の運転・保全活動の統括に十分注力できるよう担当業務範囲の適正化を図るため、計量管理に係る総括機能を再処理事業部から技術本部へと移管する。これに伴い計量管理統括者を再処理事業部長から技術本部長に変更する。

技術本部長が再処理工場長以下の計量管理業務を統括管理、執行することは、職務規程（分掌業務）および職務権限規程で明示される。

② 計量管理責任者、計量管理者

計量管理責任者および計量管理者が所掌する計量管理に係る業務は、再処理事業部の組織改正に伴い新設される技術本部に移管される。

③ 核燃料管理者

旧分析課は分析管理課および分析技術課に分割され、両課の所掌業務において核燃料物質を取り扱うが、分析技術課長が核燃料管理者として分析部内の計量管理業務を取りまとめる。

(2) 使用施設等の計量管理業務

① 計量管理統括者

再処理事業部長が再処理工場の運転・保全活動の統括に十分注力できるよう担当業務範囲の適正化を図ることから、計量管理に係る総括機能が再処理事業部から技術本部へと移管されるため、計量管理統括者を再処理事業部長から技術本部長に変更する。

技術本部長が再処理工場長以下の計量管理業務を統括管理、執行することは、職務規程（分掌業務）および職務権限規程で明示される。

② 計量管理副統括者、核燃料管理者

組織改正により計量管理副統括者を設備保全部長から計装保全部長に変更する。これに伴い、核燃料管理者を設備保全部計装保全課長から計装保全部計装第三課長に変更するが、その所掌する計量管理に係る業務の変更は無い。

③ 計量管理責任者、計量管理者

計量管理責任者および計量管理者が所掌する計量管理に係る業務は、再処理事業部の組織改正に伴い新設される技術本部に移管される。

4. 濃縮事業部における計量管理組織および業務の変更点

(1) 加工施設の核物質管理業務

① 計量管理責任者

計量管理責任者は、組織改正に伴い濃縮技術課長から運営管理課長に変更されるが、その所掌する計量管理責任者に関する業務の変更は無い。

② 核燃料管理者

組織改正により核燃料管理者の計量管理に関する業務は、濃縮技術課から新設される運転管理課へ、運転課から新設される運転管理課へ、保修課から新設される機械保全課、電気計装保全課、廃棄物管理課へ、放射線管理課から新設される廃棄物管理課へ移管される。これに伴い、核燃料管理者はそれぞれ運転管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長、廃棄物管理課長に変更となる。

(2) 使用施設の核物質管理業務

① 計量管理責任者

計量管理責任者は、組織改正により濃縮技術課長から運営管理課長に変更されるが、その所掌する計量管理責任者に関する業務の変更は無い。

② 核燃料管理者

組織改正により試験課の計量管理業務が新設される廃棄物管理課へ移管されることから、核燃料管理者は試験課長から廃棄物管理課長に変更となる。

添付資料

- ・別図 1_現行組織図 (2018年6月現在)

以上

